

身体拘束防止に関する指針

小規模多機能ホームきらり

1. 基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むというだけではなく、拘束される利用者の QOL（生活の質）を根本から損なう危険性があります。本事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。に取り組むため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2. 身体拘束廃止の定義

(1) 介護保険指定基準の身体拘束廃止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止します。

(2) 身体拘束3原則の定義

① 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※身体拘束を行う場合は、以上の三つの要件を満たすことが必要です。

3. 身体拘束防止に係る検討委員会の設置

(1) 本事業所は、身体拘束の防止の組織的対応を図ることを目的に、「身体拘束適正化検討委員会」を設置するとともに、身体拘束防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

(2) 委員会の委員長は管理者が務める。

(3) 委員会の委員は、看護師、介護支援専門員、介護職員とする。

(4) 委員会は、原則3ヵ月毎に委員長の招集により開催する。

(5) 委員会の審議事項は次のとおりとする。

① 身体拘束に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること。

② 身体拘束防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること。

③ 従業員の身体拘束に関する意識を高めるための研修計画の策定に関すること。

④ 高齢者の生活状況の把握と分析に関すること。

- ⑤ 代替的な方法の検討に関すること
- ⑥ 身体拘束を必要としない状態の現実に関すること
- ⑦ 施設設備・生活環境の整備に関すること

4. 身体拘束防止のための職員研修に関する基本方針

(1) 従業員に対する身体拘束防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、身体拘束防止を徹底する内容とする。

(2) 研修は年1回以上実施することとする。また、新規採用時には別途身体拘束防止のための研修を実施することとする。

(3) 研修の実施内容については、実施要綱、資料、出席者名簿等を記録し、保存することとする。

5. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応方法に関する基本方針

入居者の態様を踏まえ、緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施する場合には、身体的拘束の実施状況や入居者の日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、適正化委員会で拘束解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行います。

6. 身体拘束等に関する相談・報告体制

緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的にご本人・ご家族等へ説明し書面で確認を得ます。

- (1) 拘束が必要となる理由(個別の状況)
- (2) 拘束の方法(場所、行為(部位・内容))
- (3) 拘束の時間帯及び時間
- (4) 特記すべき心身の状況
- (5) 拘束開始及び解除の予定

7. 利用者等に対する指針の閲覧

従業員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう事務室に備え付けることとする。また事業所ホームページにも公表する。

8. その他身体拘束防止の推進のために必要な事項

身体拘束防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者のサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。

附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。